

重 要 事 項 説 明 書

(北のかがやき小規模多機能型居宅介護事業所)
(北のかがやき介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0690800198)

当事業所は利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要介護・要支援』と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 正覚会
(2) 法人所在地 山形県酒田市黒森字葭葉山54番10
(3) 電話番号 0234-92-3355
(4) 代表者氏名 理事長 池田 美千代
(5) 設立年月日 平成10年8月6日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護事業
介護予防小規模多機能型居宅介護事業
平成23年3月31日指定 山形県0690800198号
(2) 事業所の目的 家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。
(3) 事業所の名称 北のかがやき小規模多機能型居宅介護事業所
(4) 事業所の所在地 山形県酒田市漆曽根字腰廻34
(5) 電話番号 0234-35-8610
ファクシミリ番号 0234-35-8611
(6) 管理者 氏名 遠藤 優子
(7) 当事業所の運営方針
当事業所にあっては、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとします。

(8) 開設年月日 平成23年4月1日

(9) 通常の事業の実施区域 酒田市

(10) 営業日（営業時間）及びサービス提供時間

営業日	365日
通いサービス	7:00~21:00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	16:00~翌9:00

(11) 登録定員 25名 (通いサービス定員15名、宿泊定員9名)

3 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員配置指定基準及び勤務体制>

職種	員数（常勤）		職務の内容
	専従	兼務	
管理者	1		事業内容の調整等
介護支援専門員		1	サービスの調整・相談業務等
介護職員	6 以上		日常生活の介護等
看護職員	1		健康チェック等の医務業務

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付され、具体的にそれぞれのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<基本介護サービス>

通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助を行います。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・一般浴槽での入浴が困難な方は、機械を用いての入浴も可能です。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助やアドバイスを行うと共に、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康管理

- ・血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※法人内の他事業所職員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の職員として送迎を行いう場合や委託契約において送迎業務を委託している場合には、責任の所在等を明確にした上で他事業所の利用者との同乗をする場合があります。

⑦ 相談及び助言

- ・当事業所は、利用者及びその家族からの相談について誠意をもって助言を行うよう努めます。（相談窓口）管理者

宿泊サービス

- ・一時的に事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

<サービス利用料金>

令和7年7月1日改定

利用料金は、通い・宿泊・訪問（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります）

- ① 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ② 月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日…ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日…利用者と事業所の利用契約を終了した日

- ③ 利用者がまだ要介護、又は要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。
- ④ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ⑤ 介護保険からの給付額に変更があった場合、別紙利用料金表を差し替えるとともに変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要＞

① 食事の提供（食費）

利用者に提供する食事に要する費用です。

② 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

③ 排せつ用品の提供（おむつ代）

利用者に提供するおむつ・尿とりパッド等にかかる費用です。

④ くもん学習療法（ご利用者の希望により実施します）

利用者の認知症を伴うコミュニケーション能力や身辺自立の改善を目的とした療法です。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑥ その他

上記の他、日常生活上必要なものであって、利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用した月の月末にしめ、翌月15日までに当月の利用料金の合計額を記した請求書を発送します。お支払い方法は口座振替となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ② 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。
- ③ 4(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、4(2)の介護保険の対象とならないサービスについては、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護は、ご契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご契約者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

5 緊急時における対応

サービス提供中にご利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置をし、必要があれば協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

また、通院等に関しては原則、家族様にお願いします。

協力医療機関

医療機関の名称	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
所在地	山形県酒田市あきほ町30
電話番号	0234-26-2001
契約の概要	当法人と酒田市病院機構は、利用者に病状の急変があった場合、日本海総合病院において医師の診断を受け、入院の必要があると認められた場合は、入院治療を行うものとする。

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生については、利用者の故意又は過失が認められた場合にはこの限りではありません。

7 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者 管理者

ご利用時間 平日 8:30~17:30

ご利用方法 電話 0234-35-8610

面接 相談室

(2) 行政機関その他苦情受付機関

酒田市健康福祉部高齢者支援課	所在地 酒田市本町二丁目2-45 電話番号 26-5755 FAX 26-5796 受付時間 8時30分~17時15分
----------------	--

山形県国民健康保険団体連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6 電話番号 0237-87-8006
山形県社会福祉協議会 (山形県福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 山形市小白川町2丁目3-31 電話番号 023-626-1755 FAX 023-626-1770

8 非常災害時の対応

非常時の対応	・別途定める「北のかがやき消防計画」に則り対応を行います。	
近隣との協力関係	・北平田消防団と非常時の相互の応援を行う様にしていきます。	
平常時の訓練等 防災設備	・別途定める「北のかがやき消防計画」に則り、年2回以上の防災訓練を利用者の方も参加して実施します。	
	設備名称	個数等
	誘導灯	3箇所
	消火器	3本
	カーテン布団等は防煙性のあるものを使用しております。	
防火管理者	遠藤 優子	

9 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10 サービス利用にあたっての留意事項

- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1.1 悪天候時の対応

台風、雪などによる天候不良時や道路事情により、当事業所は、利用者、家族との相談の上、利用者の安全確保のため、送迎時間帯及び利用日の変更又はサービスの提供を中止することがあります。

1.2 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内 容
実施の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
実施年月日（直近実施日）	令和 年 月 日
実施した評価機関	
評価結果の開示状況	

私は、本書面に基づいて当事業所の職員から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者	住 所	〒
	電 話 番 号	
	氏 名	<u>代筆者</u> (続柄) 印
代 理 人 等	住 所	〒
	電 話 番 号	
	氏 名	(続柄) 印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の既定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。